

地方自治法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第百十三条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、第百十七条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。</p> <p>② 前項の出席の方法については、議員が議場にいることが困難な事由として条例で定める事由が生じたことにより、議会の機能を維持するため又は議員の権利行使を確保するために必要があると普通地方公共団体の議会が認める場合には、条例で定めるところにより、条例で定める方法とすることができるものとする。</p> <p>第百十五条の二（略）</p> <p>② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。この場合において、普通地方公共団体の議会が必要があると認めるとき</p>	<p>第百十三条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第百十七条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなつたときは、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>第百十五条の二（略）</p> <p>② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。</p>

は、条例で定めるところにより、条例で定める方法により出頭を  
求めることができる。

第二百一十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙  
管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員  
長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長  
及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びに  
その委任又は囑託を受けた者（次項において「普通地方公共団体  
の長等」という。）は、議会の審議に必要な説明のため議長から出  
席を求められたときは、出席しなければならない。ただし、出席  
すべき日時に出席できないことについて正当な理由がある場合に  
おいて、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。

② 前項の出席の方法については、普通地方公共団体の長等が議場  
にいたることが困難な事由として条例で定める事由が生じたことに  
より、同項本文の説明の実施を確保するために必要があると議長  
が認める場合には、条例で定めるところにより、条例で定める方  
法とすることができるものとする。

③ 第二百二条の二第一項の議会の議長は、第一項本文の規定により  
出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務  
に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

第二百一十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の教育長、選挙  
管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員  
長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長  
及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びに  
その委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため  
議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない  
い。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて  
正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、  
この限りでない。

（新設）

② 第二百二条の二第一項の議会の議長は、前項本文の規定により議  
場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機  
関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

第七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第三十条第三項ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

②④ (略)

第七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第三十条第三項ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第二百五十二条の二十の二第四項の規定による第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

②④ (略)